

別紙 1 < 訪問介護・総合事業利用料金表(利用者負担金) >

介護保険からの介護給付サービスを利用する場合の利用者負担金は、下記利用金額のうち「負担割合証」に記載されている利用者負担割合分（1割～3割）になります。ただし、介護保険の支給限度額の範囲を超えたサービスや、介護保険の給付対象外のサービス利用は、全額自己負担となります。また、要介護認定区分が自立と判定した方等、何らかの理由にて介護保険の給付を受けない方については全額自己負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

- ◎ 訪問型サービス（標準的な内容の場合、生活援助が中心である場合）
- ◎ 身体介護
- ◎ 生活援助
- ◎ 通院等のための乗車または降車の介助
- ◎ 初回加算
- ◎ 緊急時訪問介護加算
- ◎ 生活機能向上連携加算Ⅰ、Ⅱ
- ◎ 口腔連携強化加算
- ◎ 認知症専門ケア加算Ⅰ、Ⅱ
- ◎ 中山間地域等提供加算
- ◎ 介護職員等処遇改善加算Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ、Ⅴ1～Ⅴ14
- ◎ 特定事業所加算Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ、Ⅴ

具体的なサービスの実施内容、実施日及び実施回数は、居宅サービス計画（ケアプラン）を踏まえて訪問介護計画に定めます。

◎初回加算

新規に訪問介護計画を作成したご契約者様に対して、初回に実施した訪問介護・訪問型サービスと同月内に、サービス提供責任者が自ら訪問介護・訪問型サービスを行う場合又は他の訪問介護員等が訪問介護・訪問型サービスを行う際に同行訪問した場合

◎緊急時訪問介護加算

ご契約者様やその家族等からの要請を受けて、サービス提供責任者がケアマネージャーと連携を図り、サービス提供責任者又はその他の訪問介護員等が居宅サービス計画にない訪問介護（身体介護）を緊急に行った場合

◎生活機能向上連携加算Ⅰ

- ・訪問リハビリテーション若しくは通所リハビリテーションを実施している事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設（原則として許可病床数200床未満のものに限る。）の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師からの助言（アセスメント・カンファレンス）を受けることができる体制を構築し、その助言を受けた上で、サービス提供責任者が生活機能の向上を目的とした訪問介護計画を作成（変更）した場合
- ・当該理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師が、通所リハビリテーション等のサービス提供の場において、又はICTを活用した動画等により、利用者の状態を把握した上で、定期的に助言を行った場合

◎生活機能向上連携加算Ⅱ

上記職種の者が利用者宅を訪問した上で加算Ⅰと同様に助言等を行い、サービス提供責任者が訪問介護計画を作成（変更）した場合

◎認知症専門ケア加算Ⅰ

以下の全ての要件に該当した場合

- ア 認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上の者が利用者の2分の1以上
- イ 認知症介護実践リーダー研修等修了者を認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上の者が20人未満の場合は1以上、20人以上の場合は1に、当該対象者の数が19を超えて10又は端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置
- ウ 認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上の者に対して、専門的な認知症ケアを実施した場合
- エ 当該事業所の従業者に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的開催

◎認知症専門ケア加算Ⅱ

以下の全ての要件に該当した場合

- ア 認知症専門ケア加算（Ⅰ）のイ・エの要件を満たすこと
- イ 認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者が利用者の100分の20以上
- ウ 認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者に対して、専門的な認知症ケアを実施
- エ 認知症介護指導者研修修了者を1名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施
- オ 介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、研修を実施又は実施を予定していること

◎口腔連携強化加算

以下の全ての要件に該当した場合

- ア 事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供した場合
- イ 事業所は利用者の口腔の健康状態に係る評価を行うに当たって、診療報酬の歯科点数表区分番号 C000 に掲げる歯科訪問診療料の算定の実績がある歯科医療機関の歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、当該従業者からの相談等に対応する体制を確保し、その旨を文書等で取り決めていること。

〈報酬単価〉

区 分	単位数
初回加算	200 単位／月
緊急時訪問介護加算	100 単位／1 回
生活機能向上連携加算Ⅰ	100 単位／月
生活機能向上連携加算Ⅱ	200 単位／月
認知症専門ケア加算Ⅰ	3 単位／日
認知症専門ケア加算Ⅱ	4 単位／日
口腔連携強化加算	50 単位／月

〈事業対象者・要支援1・要支援2の方〉

伊賀市総合事業サービス、名張市総合事業サービス

〈報酬単価〉

区 分	内 容	単位数
事業対象者・ 要支援1・要支援2	標準的な内容の訪問型サービスである場合	287 単位/回
	生活援助が中心である場合	
	所要時間 20 分以上 45 分未満の場合	179 単位/回
	所要時間 45 分以上の場合	220 単位/回
	短時間の身体介護が中心である場合	163 単位/回

〈要介護1～5の方〉

◎身体介護

- 清拭・入浴介助 ○排泄介助 ○食事介助 ○服薬介助 ○体位変換
○移動介助 ○起床及び就寝介助 ○自立生活支援のための見守りの援助

◎生活援助

- 調理 ○洗濯 ○掃除 ○買い物、薬受け取り ○衣類の整理・被服の補修 ○配膳、下膳

◎身体生活

- 身体介護と生活援助を合わせた場合のサービス

◎通院等のための乗車または降車の介助

〈報酬単価〉

サービスに要する種類・時間		単位数
身体 介 護	20 分未満	163 単位/回
	20 分以上 30 分未満	244 単位/回
	30 分以上 1 時間未満	387 単位/回
	1 時間以上 1 時間 30 分未満	567 単位/回
	1 時間 30 分以上 30 分毎	82 単位/回
生 活 援 助	20 分以上 45 分未満	179 単位/回
	45 分以上	220 単位/回
身 体 生 活	身体介護に加えて 20 分以上の生活援助	65 単位/回
	身体介護に加えて 45 分以上の生活援助	130 単位/回
	身体介護に加えて 70 分以上の生活援助	195 単位/回
通院等乗降介助		97 単位/回

☆「サービスに要する時間」は、そのサービスを実施するために国で定められた標準的な所要時間です。実際にサービスに要した時間ではなく、訪問介護計画に基づき決定されたサービス内容を行うために標準的に必要となる時間に基づいて計算されます。

☆ご契約者様がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。(償還払い) 又、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆2人の訪問介護員が共同でサービスを行う必要がある場合は、ご契約者様の同意の上で、通常の利用料金の2倍の料金を加算します。

2人の訪問介護員でサービスを行う場合の例

- ・体重の重い方に対する入浴介助の重介護サービスを行う場合
- ・暴力行為などが見られる方へサービスを行う場合

☆平常の時間帯（午前8時～午後6時）以外の時間

- ・夜間（18時～22時）：25%加算
- ・早朝（6時～8時）：25%加算
- ・深夜（22時～翌日6時）：50%加算

☆地域区分の加算（人件費割合70%×7級地3%）2.1/100が各単位数に加算されます。

☆中山間地域等に居住する利用者提供加算

離島振興対策実施地域、奄美諸島、豪雪地帯及び特別豪雪地帯、辺地、振興山村、小笠原諸島、半島振興対策実施地域、特定農山村地域、過疎地域、沖縄の離島に居住する利用者に対して、通常の実施地域を越えて、サービス提供を行った場合に5/100が加算されます。

◎介護職員等処遇改善加算

次の条件により介護職員等処遇改善加算加算(I)～(V)が下記の割合で各単位数に加算されます。

- ・介護職員処遇改善加算(I)・・・所定単位数に24.5/100を乗じた単位数で算定
- ・介護職員処遇改善加算(II)・・・所定単位数に22.4/100を乗じた単位数で算定
- ・介護職員処遇改善加算(III)・・・所定単位数に18.2/100を乗じた単位数で算定
- ・介護職員処遇改善加算(IV)・・・所定単位数に14.5/100を乗じた単位数で算定
- ・介護職員処遇改善加算(V)1～14・・・所定単位数に7.6/100～22.1/100を乗じた単位数で算定

各要件について

《キャリアパス要件I》

- イ 介護職員の任用の際における職位、職責又は職務内容等に応じた任用等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。
- ロ イに掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系（一時金等の臨時的に支払われるものを除く。）について定めていること。

ハ イ及びロの内容について就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知していること。

《キャリアパス要件Ⅱ》

イ 介護職員の職務内容等を踏まえ、他の介護職員と意見を交換しながら、資質向上の目標及び一又は二に掲げる具体的な計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

一 資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施(OJT、OFF-JT等)するとともに、介護職員の能力評価を行うこと。

二 資格取得のための支援(研修受講のための勤務シフトの調整、休暇の付与、費用(交通費、受講料等)の援助等)を実施すること。

ロ イについて、全ての介護職員に周知していること。

《キャリアパス要件Ⅲ》

イ 介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。具体的には、次の一から三までのいずれかに該当する仕組みであること。

一 経験に応じて昇給する仕組み

「勤続年数」や「経験年数」などに応じて昇給する仕組みであること

二 資格等に応じて昇給する仕組み

「介護福祉士」や「実務者研修修了者」などの取得に応じて昇給する仕組みであること。

三 一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組み

「実技試験」や「人事評価」などの結果に基づき昇給する仕組みであること。ただし、客観的な評価基準や昇給条件が明文化されていることを要する。

ロ イの内容について、就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知していること。

《職場環境等要件》

資質の向上

- ・働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメントの受講支援(研修受講時の他の介護職員の負担を軽減するため代替確保含む)
- ・研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動
- ・小規模事業者の共同による採用・人事ローテーション研修のための制度構築
- ・キャリアパス要件に該当する事項(キャリアパス要件を満たしていない介護業者に限る)

職場環境、処遇の改善

- ・毎年4月から翌年3月までに実施した処遇改善(賃金改善を除く。)の内容(下記 職場環境等要件を参照)を全ての介護職員に周知していること。
- ・新人介護職員の早期離防止のためのエルダー・メンター(新人指導担当者)制度の導入
- ・雇用管理改善のための管理者の労働・安全衛生法規、休暇・休職制度に係る研修受講等による雇用管理改善対策の充実
- ・ICT活用(ケア内容や申し送り事項の共有(タブレット端末を活用し訪問先でアクセス可能にすること等含む)による介護職員の事務負担軽減、個々の利用者へサービス履

歴・訪問介護員出勤情報管理によるサービス提供責任者のシフト管理に係る事務負担軽減、利用情報の蓄積により利用者個々の特性に応じたサービス提供等)による業務省力化

- ・介護職員の腰痛負担軽減ための介護ロボットやリフト等の介護機器の導入
- ・子育てとの両立を目指す者のため育児休業制度の充実、事業所内保育施設の整備
- ・ミーティングによる職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善
- ・事故、トラブルへの対応マニュアルの作成による責任の所在の明確化
- ・健康診断、こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室、分煙スペース等の整備
- ・職員の離職防止・定着促進
- ・職員の新規採用や定着促進に資する取組
- ・職員のキャリアアップに資する取組
- ・両立支援・多様な働き方の推進に資する取組
- ・腰痛を含む業務に関する心身の不調に対応する取組
- ・生産性の向上につながる取組
- ・仕事へのやりがい・働きがいの醸成や職場のコミュニケーションの円滑化等、職員の勤務継続に資する取組

その他

- ・介護サービス情報公表制度の活用による経営・人材育成理念の見える化
- ・中途採用者(他産業からの転職、主婦層、中高年齢者等)に特化した人事制度の確立(勤務シフトの配慮、短時間正規職員制の導入等)
- ・障害を有する者でも働きやすい職場環境の構築や勤務シフトの配慮
- ・地域の児童、生徒や住民と交流による包括ケアの一員としてのモチベーション向上
- ・非正規職員から正規職員への転換
- ・職員の増員による業務負担の軽減

《現行加算要件》

特定事業所加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること

《見える化要件》

取得している加算状況について、ホームページへの掲載等により公表していること。

《ベースアップ要件》

賃金改善の合計額の3分の2以上は、介護職員等のベースアップ等(基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げ)に充てること。

◎特定事業所加算

次の条件により 特定事業所加算(Ⅰ)～(Ⅳ)が下記の割合で各単位数に加算されます。

特定事業所加算(Ⅰ) : 20%

体制要件、人材要件(①及び②)、重度要介護者等対応要件のいずれにも適合

特定事業所加算(Ⅱ) : 10%

体制要件、人材要件(①及び②)のいずれにも適合

特定事業所加算(Ⅲ) : 10%

体制要件、重度要介護者等対応要件のいずれにも適合

特定事業所加算(Ⅳ) : 3%

体勢要件、次の要件のいずれかに適合

- ・人員基準に基づき置かなければならない常勤のサービス提供責任者を上回る数の常勤のサービス提供責任者を配置していること（利用者数が80人未満の事業所数に限る。）
- ・訪問介護員等の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が100分の30以上であること

特定事業所加算(V) :3%

体制要件の⑥、⑦に適合

《体制要件》

- ①すべての訪問介護員等に対して個別の研修計画を作成し、研修を実施又は実施を予定していること。
- ②利用者に関する情報、サービス提供に当たっての留意事項の伝達又は訪問介護員等の技術指導を目的とした会議を定期的を開催すること。（テレビ電話等のICTの活用でも可）
- ③サービス提供責任者が、訪問介護員等に利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項を文書等の確実な方法により伝達してから開始し、終了後、適宜報告を受けていること。
- ④すべての訪問介護員等に対し、健康診断等を定期的実施していること。
- ⑤緊急時等における対応方法が利用者に明示されていること。
- ⑥通常の事業実施地域内であって 中山間等に居住する者対し、継続的にサービスを提供していること
- ⑦利用者の心身の状況またはその家族等を取り巻く環境の変化に応じて、訪問介護事業所のサービス提供責任者等が起点となり、随時、介護支援専門員、医療関係職種等と共同し、訪問介護計画の見直しを行っていること

《人材要件》

- ①訪問介護員等の総数のうち介護福祉士が30%以上、又は介護福祉士、介護職員基礎課程終了者、1級訪問介護員の合計が50%以上であること。
- ②全てのサービス提供責任者が3年以上の実務経験を有する介護福祉士又は5年以上の実務経験を有する介護職員基礎課程修了者、1級訪問介護員であること。ただし、居宅サービス基準上、1人を超えるサービス提供責任者を配置しなければならない事業所については、2人以上のサービス提供責任者が常勤であること。
- ③訪問介護員等の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が30%以上であること

《重度要介護者等対応要件》

前年度又は前3月の利用者のうち、要介護4～5、認知症日常生活自立度Ⅲ以上の利用者の総数が20%以上であること。

※特定事業所加算(I)～(IV)は、いずれか一つのみを算定することができます。

ただし(V)は(I)～(IV)の加算と併算定ができます

_____現在、当事業所が取得している加算は、
_____地域区分 7 級地、 介護職員等処遇改善加算 I、
_____特定事業所加算 II、 V _____ になり、
上記基本単位数に _____ %加算したものが利用料金になります。

◎介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第 5 条、第 8 条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者様の負担となります。

- ・介護保険給付の支給限度額を超える訪問介護サービス
介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額がご契約者様の負担となります。
- ・交通費（契約書第 8 条第 2 項参照）
通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただく場合があります。
- ・キャンセル料
利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用中止の申し出をされた場合、キャンセル料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但し、ご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

申し出の時間帯	金額
利用予定日の前日 17:00 まで	無料
利用予定日の前日 17:00～当日 8:00 まで	250 円
利用予定日の当日 8:00 以降	交通費+500 円

※交通費・・・当事業所から利用者様宅までの往復距離×25 円

◎利用料金のお支払い方法（契約書第 8 条参照）

料金は、1 ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので、請求書が届きましたら 10 日以内に以下のア、イ、ウのいずれかの方法でお支払い下さい。ただし、口座振替の場合は、翌月 27 日に自動引き落としになります。（振替日が土曜日、日曜日、祝日の場合は翌営業日が振替日となります。）

ア. 下記指定口座への振込み 百五銀行 佐那具支店 普通 265292 有限会社 伊賀家政婦紹介所
イ. 現金持参
ウ. 口座振替

(令和 6 年 6 月 1 日)
有限会社伊賀家政婦紹介所